

納期内に納めましょう

介護保険料額が決まりました

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

納入通知書(介護保険料額決定通知書)を送付します

この通知書には保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。令和元年中の所得によって、保険料や納付方法が変わる人がいますのでご確認ください。

令和元年度からの変更点

介護保険料 (年額)

所得段階	令和元年度	令和2年度
第1段階	27,900円	22,320円
第2段階	44,640円	37,200円
第3段階	53,940円	52,080円

※所得段階4～11段階の介護保険料額に変更はありません。

保険料の納め方
年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収となりますが、次の場合などは、一時的に普通徴収となります。
・65歳になって半年から1年の期間
・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
・転入した人
・年金担保がある人 など

お知らせ

本人通知制度をご存じですか

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合、事前に登録した人に交付した事実を通知するものです。

不正請求の早期発見や事実関係の早期究明につながり、不正請求を抑止できます。この制度の利用には事前登録が必要です。詳しくはお尋ねください。

▼**対象となる証明**
住民票の写しや戸籍の謄抄本など
▼**登録できる人**
本市に住民登録されている人、戸籍に記載されている人(除かれた人も含みます)
▼**申請窓口**
市民課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

市民課 戸籍住民班 ☎(248)1113

▼特別徴収とは

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
※4月・6月・8月は平成30年中の所得で仮に計算していましたが、6月に令和元年中の所得が確定するため、8月以降の保険料で調整します。

▼普通徴収とは

納付書払いや口座振替による納付(6月から翌年1月まで毎月)
※口座振替には申し込みが必要です。すでに口座振替で納付している人は手続不要です。

日本年金機構からの年金振込通知書と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される年金振込通知書は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。8月以降の介護保険料について、年金振込通知書に記載された金額と、市から送付する介護保険料決定通知書に記載された金額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、介護保険料決定通知書に記載された金額です。

ウリ類・トマトを栽培する皆さんへ

コナジラミ類、アザミウマ類などの害虫が媒介するウイルス病が問題となっています。栽培終了後は、地域全体でハウス外へ出さない閉め込みを実施しましょう。

▼**事前準備**
①熱に弱い電子機器やプラスチック製パイプなどの資材は保護するか持ち出します
②被覆資材の隙間をなくします
③施設内は除草します
▼**閉め込み方法**
①栽培終了後は速やかに施設開口部を閉鎖し、隙間なく密閉します
②密閉後に一斉に株もとを引き抜くか切断します
▼**閉め込み期間の目安**
4月～9月の快晴日では、植物が枯れてから1週間以上閉め込みます

※ウリ類やトマト以外の品目も栽培終了後に閉め込みを行ない、次作への害虫の飛び込みを減らします

県北広域本部 農業普及・振興課 ☎0968(25)4205

6月30日まで

児童手当・特例給付現況届を提出してください

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

児童手当を受給している人へ

現況届の用紙を郵送しますので、必ず提出してください。提出がない場合、資格があっても手当を受けられませんがご注意ください。

▼提出書類

・現況届(黄色の用紙)
・受給者の健康保険証の写し(共済組合に加入している人)

▼提出方法

同封の返信用封筒で返送

▼提出期限

6月30日(火)

▼児童手当とは

中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が一定以上の場合には、児童手当額は減額されます。(特例給付)

▼受給手続き

児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、市(公務員は勤務先)の認定を受けることで、申請した翌

月分から支給されます。

▼支払い時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

▼所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月～5月までの手当については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

所得制限限度額は年によって変更できることがありますので、詳しくはお問い合わせください。(公務員の人は勤務先へ) 具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

児童手当支給月額	
3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律 15,000円
3歳以上	第1・2子 10,000円
小学校修了まで	第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限者	児童1人につき 5,000円

所得制限限度額 (単位:万円)		
税の扶養親族などの数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

給水装置工事業者の指定が更新制になりました

水道法の一部を改正する法律が昨年10月1日から施行されたことにより、給水装置工事業者の指定の更新制が導入されました。この法改正に伴い、指定給水装置工事業者の有効期間が無期限から5年ごとの更新制へ変わりました。りますのでご注意ください。 ※詳しくは、3月下旬に市指定給水装置工事業者へ郵送していただきますので、ご確認ください。

▼必要書類

①指定申請書
②機械器具調書
③誓約書
④定款及び登記事項証明書の写し(法人の場合)
住民票の写し(個人の場合)
⑤営業所の位置が分かる地図
⑥写真(機械器具、営業所の内観・外観)
⑦選任する主任技術者の確認書類(免状及び主任技術者証)

⑧主任技術者選任届

※登録者に変更がある場合
⑨指定更新時確認書
⑩旧指定事業者証
※様式は市ホームページからダウンロードできます。
▼**更新手数料** 1万円
▼**受付場所** 水道課窓口
▼**申請受付期間** 7月1日(水)～7月31日(金)
水道課 ☎(248)1130



県ハンセン病問題相談支援センターりんどうを開設

ハンセン病回復者やその家族の相談と支援を目的に、一般社団法人県社会福祉士会に委託して、りんどうを開設しました。回復者家族を対象に、厚生労働省が創設した補償金制度の受け付けも始まっています。ぜひご利用ください。

▼**開所時間**
平日 午前9時～午後4時
☎(365)7606
▼**ホームページ**
http://kumaindou-csw.com/
県健康福祉部 健康づくり推進課 総務・特定疾病班 ☎(333)2210

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、給付金を支給します。市から児童手当を支給されている人は申請の必要はありません。公務員がこの給付金を受け取るには、居住する自治体への申請が必要です。申請書類など、詳しくは勤務先にお尋ねください。
▼**申請期限** 11月30日(月)必着
子育て支援課 ☎(248)1162

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になりました

▼**第20回レミの広場**
毎年4月に開催していたレミの広場を延期していましたが、本年度の開催は中止になりました。
▼**竹迫観音祭**
7月11日(土)に予定していましたが中止になりました。
生涯学習課 ☎(248)5555